

紋別市監査委員告示第5号

平成28年度紋別市定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、公表する。

平成29年4月14日

紋別市監査委員 齊 藤 博 哉

紋別市監査委員 飯 田 弘 明

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
(総務部) 財政課 契約管財係	4-② 公有財産貸付	指摘	土地及び建物の貸借契約書中、紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっていることから、契約書には必ず明記すること。	契約書作成に際し、古い契約書を参照して作成したため、暴力団にかかる記載を明記していませんでした。	指導内容に従い取扱いに注意し、指導を徹底します。
財政課 契約管財係	4-② 公有財産貸付	指摘	建物貸借契約で借受人の印鑑が押印されていないものが見受けられた。契約時の確認行為を怠らないこと。	手続時、決裁時のチェックが不足していました。	指導内容に従い取扱いに注意し、指導を徹底します。
財政課 契約管財係	4-② 公有財産貸付	指摘	普通財産の貸付においては、契約を締結することとなっているが、これがないものが見受けられた。公有財産管理規則に則った事務手続を行うこと。 (紋別市公有財産管理規則第22条)	所管替え前からの継続貸付案件であったため、行政財産の取扱いのまま貸付を行ってしまいました。	指導内容に従い取扱いに注意し、指導を徹底します。
渚滑出張所	3-② 委託料	指摘	渚滑市民センター管理業務委託契約において、紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっていることから、契約書には必ず明記すること。	当初の契約時に暴力団排除要綱を記載していませんでしたので、その後契約書の最終項に暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項を明記した文を添付していますが、H26・H27年度監査では左記のような指摘を受けていませんでしたので、そのままの様式で継続していました。	契約締結時に委託契約書の最終項に暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項を明記した文を添付しています。なお次年度からの3カ年契約においては、契約書中、第15条第7項にその旨記載しています。
(市民生活部) 市民課 市民係	2-⑧ 備品購入費	指摘	中間サーバー管理端末機及び接続端末機器の購入(1者随意契約)に際し、見積もり合わせ及び契約日以前に物品の注文書を業者宛送付している。また注文書中、作業・発注を先行し、契約手続は後日に行う旨の指示が記載されている。 見積もり合わせ以前に購入予定品の発注事務が行われているので、法令に遵守した契約事務を遂行すること。	中間サーバー管理端末機及び接続端末機器の購入については、契約の目的が代替性のないものであり、1者随意契約による契約としていたところ、全国的に機器の調達や作業が発生することから、見積もり合わせ後の機器発注では、6月30日までの作業に間に合わない業者から連絡を受けたものであり、業者が機器を調達するために注文書が必要であったことから、担当係では注文書が正式な発注という認識がないまま業者が用意した用紙に日付と担当者名を記入押印して提出しました。	今後、事前に期限に余裕を持った納期を業者に確認したうえで、起案、見積もり合わせ及び契約をすることとし、契約前に発注することのないように徹底します。

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
環境生活課 施設管理係	3-② 委託料	指摘	使用済み乾電池等の処理・処分委託契約において、紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっている事から、契約書には必ず明記すること。	継続的に実施している業務であることから、当該要綱施行に伴う所定の契約条項見直しがされず、契約書が形式的に作成されていました。	当該業務は、既に履行を完了しているが、契約期間を満了していないため、当該条項を追加する変更契約の締結を行いました。次年度以降、契約条項の点検確認を徹底します。
環境生活課 環境保全係	1-③ 現金取扱事務	指導	畜犬登録手数料の指定金融機関への引継が遅いものが見受けられた。手数料受領後は速やかに現金の引継を行うこと。(会計規則第28条)	現金引継を担当職員が失念していました。	当該職員に対して業務改善等の指導を行いました。今後、現金引継を行った職員以外の職員が、逐次、現金引継簿の点検を行い、引継の遅延を未然に防止します。
市民協働課 交通安全係	5-③ 被服貸与簿	指導	本年4月採用の交通指導員について、制服、制帽等貸与を行っているが、貸与簿に記載していない。至急貸与簿に記載すること(紋別市職員被服貸与規則第11条)。	制服は本人の体型に合わせてオーダーメイドするため、購入伺いから支出まで期間があり、貸与簿への記載を失念しました。	早急に記載しました。今後は再発防止に努めます。
市民協働課 生活防犯・消費係	3-④ その他契約事務	指摘	消費者センター複写機リース契約について、1者随意契約であるが、根拠が不明。契約業者選定については、複数業者による入札(見積り合わせ)を行い選定すべきである。(紋別市契約規則第24条)	継続してリースしていることから、他社より有利と判断しましたが、根拠説明不足でした。	紋別市契約規則に沿って正しい選定を実施します。
(保健福祉部) 社会福祉課 庶務係	3-② 委託料	指摘	ふれあいサロン事業業務委託、生活困窮者自立支援事業業務委託において、業務委託伺いに添付の契約書の案に、見積り合わせ後に確定する契約金額が既に明記されている。適正な事務手続を行うこと。	予算額を基に仮に金額記載したものをそのまま決裁に使用してしまいました。	今後適正な事務処理の執行を行います。
児童家庭課 児童家庭係	3-② 委託料	指摘	認定こども園(藤幼稚園委託分)の毎月の提出を義務づけている利用報告書の提出が4月一度きりであり、委託料も4月分しか支払われていない。契約書に則した事務手続を行うよう受託者指導をし、定められた時期の委託料支払い手続を行うこと。	認定こども園紋別藤幼稚園の業務委託契約に基づく義務の履行について、担当課としての日頃の管理・監督を怠っていました。	認定こども園紋別藤幼稚園との業務委託契約に基づく義務の履行をするように指導をしているところです。今後は、業務委託契約に基づく義務の履行を怠ることのないように、担当課として日頃の管理・監督を徹底します。

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
児童家庭課 児童家庭係	3-② 委託料	指摘	管外保育所広域入所委託契約書に紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっている事から、契約書には必ず明記すること。	紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項の記載がないことの確認不足でした。	次年度以降の管外保育所広域入所委託契約の締結の際に、必ず明記するように徹底します。
児童家庭課 児童家庭係	3-③ 公の施設の指定管理	指摘	紋別保育所、渚滑保育所の指定管理料について、平成28年度第1期分の支払が、一か月の支払い遅延となっており、基本協定書の第22条にある業務報告もなされていない。平成27年度においても年間を通じて報告がなく、年度報告も決算書のみとなっている。基本協定書、年間協定書、仕様書に則した事務手続を行うよう受託者指導をし、担当課においては、指定管理者の義務の履行が図られているか日頃の管理・監督を怠らずかつ、委託料支払い遅延のないよう心がけること。	指定管理者からの請求(平成28年度第1期分)が遅延していたため、支払いも遅延となりました。また、基本協定書に基づく業務報告については、担当課として、指定管理者の義務の履行が図られているか日頃の管理・監督を怠っていました。	平成28年度第1期分の指定管理料の支払遅延以降、請求の遅延はないことから、今後定期に必ず請求を行うように指導をしました。また、監査指摘後、基本協定書に基づく業務報告を早急に行うように指導し、平成27年度から現在に至るまでの業務報告については改善され、今後基本協定書に基づき業務報告を定期的に行うように再度指導したところです。
介護保険課 高齢者福祉係	1-③ 現金取扱事務	指導	給食サービス利用者負担金及び雑入(コピー代)の受領後、現金引継の遅延が散見されたので金銭の受領後は速やかに現金の引継を行うこと。(会計規則第28条)	給食サービス利用者負担金は、実績報告書類の確認を速やかに行わなかったことにより、会計課への引継ぎにも遅れが生じていました。また、コピー機使用料の引継ぎは、現金の受領、領収書の発行、会計課への引継ぎ手順が、係内で徹底されていないことにより、適切な処理を行っていませんでした。	給食サービス利用者負担金の会計への引継ぎについては、実績報告書類と現金の確認事務を速やかに行い、適切な処理に努めることとしました。また、高齢者ふれあいセンターコピー機使用料の引継ぎについては、高齢者福祉係と所管する高齢者ふれあいセンター職員が、あらためて会計規則の習熟を深めるとともに、現金の受領、領収書の発行、会計課への引継ぎに係るマニュアルを作成し、適正な事務を徹底することとしました。なお、定期監査後、速やかに現金を取り扱う職員に現金分任出納員証を交付し、引継簿作成と現金引継ぎを原則当日に行うこととしました。
健康推進課 保健予防係	3-② 委託料	指摘	消防用設備点検業務委託について、北海道電気保安協会と1者随意契約を締結しているが、契約業者選定については、複数業者による入札(見積り合わせ)を行い選定すべきである。(紋別市契約規則第24条)	消防用設備点検業務を委託できる事業者が同社のみと認識していました。	次年度以降、複数業者による見積り合わせを行う予定です。

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
健康推進課参事 救急医療・連携担当	3-② 委託料	指摘	上渚滑診療所臨床検査業務委託契約書に紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっている事から、契約書には必ず明記すること。	相手側が作成した契約書の内容詳細について、市側の確認不足でした。	今後、契約の際は、契約書の内容詳細まで確認し、要点の記載漏れが無いよう留意します。
健康推進課参事 救急医療・連携担当	3-② 委託料	指摘	衛生及び室内用マットに係る賃貸借契約の契約書に貼付の収入印紙に消印がない。印紙税法第20条第3項による過怠税の対象となるため、契約時の確認を怠らないように心がけられたい。	市側の確認不足でした。	指摘を受けた後、ただちに消印をいただきました。
(産業部) 水産課 水産加工振興係	2-⑨ 団体補助金	指摘	・昨年度の監査で指摘の紋別港水産物輸出入促進事業補助金について、平成26年度事業実績報告書が現時点においても未提出となっている。 ・水産加工青年会事業補助金、水産加工開発・販路促進事業補助金に係る平成27年度事業実績報告書の提出が6月である。 団体に対して、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するよう指導すること。また、担当係にあつては、紋別市補助金等交付規則に遵守した事務の遂行を心がけられたい。	事業終了後、実績報告書が未提出であったが、各団体に対し提出指導が不十分であったため、遅延となりました。	事業終了後、速やかに実績報告書を提出するよう指導を徹底します。
水産課 水産加工振興係	5-⑥ 郵便切手受払簿	指摘	水産加工動態調査において、例年返信用切手を購入しているが、郵便切手受払簿が備付されていない。至急受払簿を作成し適正な管理を心がけられたい。 (紋別市事務取扱規程第32条第4項)	郵便切手受払簿の作成を失念していました。	指導後、受払簿を作成し是正しました。
水産課 漁業振興係	2-⑨ 団体補助金	指摘	漁業無線局、紋別漁業協同組合女性部、同青年部からの事業実績報告書が未提出であり、補助金の額の決定がなされていない。団体に対して、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するよう指導すること。 また、担当係にあつては、紋別市補助金等交付規則に遵守した事務の遂行を心がけられたい。	対象事業期間が4月1日から3月31日となっており、例年4月末までに報告される事になっていましたが、人事異動などにより報告の提出がなされないままになっていました。	未提出の書類を提出させ事務処理を行う。4月中に実績報告をするよう担当者に指導するとともに、チェック体制を強化していきます。

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
商工労働課 交通対策係	2-⑨ 団体補助金	指摘	紋別市地域公共交通活性化協議会の補助事業完了後の事業実績報告がなされていない。団体に対して、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するよう指導すること。また、担当係にあっては、紋別市補助金等交付規則に遵守した事務の遂行を心がけられたい。	団体における事務手続の不備とともに、市の指導が不十分でした。	紋別市補助金等交付規則を遵守した事務を執り行うよう団体に指導し、改善を図ります。
農政林務課 農業振興係	2-⑨ 団体補助金	指摘	酪農ヘルパー組織運営体制強化事業補助金について、平成27年度の事業実績報告書が未提出であり、補助金の額が概算払いのままとなっている。団体に対して、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するよう指導すること。また、担当係にあっては、紋別市補助金等交付規則に遵守した事務の遂行を心がけられたい。	概算払が全額支出であったことから、概算払支出事務終了後の事業実施主体への実績報告書の徴求及び補助金額の確定事務を失念してしまいました。	指摘後、速やかに事業実施主体に対し、事業実績報告書の提出を求め、是正しました。今後は、紋別市補助金等交付規則に従い、適正な補助金交付事務を行うよう、改めます。
農政林務課 農業振興係	3-② 委託料	指摘	食品加工センター・渚滑高齢者ふれあいセンター周辺管理業務について、契約書中、紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっていることから、契約書には必ず明記すること。	市が発注する全ての契約が「紋別市暴力団排除条例」及び「紋別市公共事業等からの暴力団等排除措置要綱」の対象であるという認識が不足していたことから、契約書中への必要な条項記載を行いませんでした。	次年度契約から条例及び要綱に従い、契約書中に必要な条項を明記するよう、改めます。
農政林務課 農業振興係	3-② 委託料	指摘	食品加工センター自動ドア保守点検業務委託について、1者随意契約の根拠が不明、契約業者選定については、複数業者による入札(見積り合わせ)を行い選定すべきである。 (紋別市契約規則第24条)	本契約については、当該施設建設時に自動ドアを設置した業者であるため、点検内容に精通しており、時価に比して有利な価格で契約することが見込まれることから、1者随意契約としましたが、契約業者の選定に関する明確な根拠を示していませんでした。	次年度契約からは、1者随意契約の根拠を明確にした理由書を添付するよう、改めます。
農政林務課 農業振興係	3-④ その他契約事務	指摘	旧立牛小学校用地売り払いに係る契約書中、紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっていることから、契約書には必ず明記すること。	市が発注する全ての契約が「紋別市暴力団排除条例」及び「紋別市公共事業等からの暴力団等排除措置要綱」の対象であるという認識が不足していたことから、契約書中への必要な条項記載を行いませんでした。	今後、当該が行う全ての契約行為について、条例及び要綱に従い、契約書中に必要な条項を明記するよう、改めます。
農政林務課 林業振興係	2-⑨ 団体補助金	指摘	平成27年度オホーツク魚の市民植樹祭補助金にかかる実績報告書が未提出のため、補助金の額が概算払いのままとなっている。団体に対して、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するよう指導すること。また、担当係にあっては、紋別市補助金等交付規則に遵守した事務の遂行を心がけられたい。	概算払が全額支出であったことから、概算払支出事務終了後の事業実施主体への実績報告書の徴求及び補助金額の確定事務を失念してしまいました。	指摘後、速やかに事業実施主体に対し、事業実績報告書の提出を求め、是正しました。今後は、紋別市補助金等交付規則に従い、適正な補助金交付事務を行うよう、改めます。

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
農政林務課 農林整備係	3-② 委託料	指摘	紋別市営農用水道検針業務委託契約書中、紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっている事から、契約書には必ず明記すること。	市が発注する全ての契約が「紋別市暴力団排除条例」及び「紋別市公共事業等からの暴力団等排除措置要綱」の対象であるということの認識が不足していたことから、契約書中への必要な条項記載を行いませんでした。	次年度契約から「紋別市暴力団排除条例」及び「紋別市公共事業等からの暴力団等排除措置要綱」に従い、契約書中に必要な条項を明記するよう、改めます。
まちづくり推進室	3-① 工事請負費	指摘	少額工事の完了時、紋別市少額工事事務取扱要綱(第14条)で定められている工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない事例が見受けられる。取扱要綱に則した事務処理を心掛けるように。	少額工事にかかる受け渡しにつきましては、「紋別市少額工事事務取扱要綱」の第9条:監督員の指定、第11条:完成通知書同様に、簡易な工事であるとの認識のもと、請求書に添付される工事写真等の確認をもって受渡しを了したものと錯誤していました。	定期監査の指摘を受け、改めて「紋別市少額工事事務取扱要綱」を確認し、今後は少額工事であっても工事受渡書を受理し、工事完了とするよう留意します。
(建設部) 土木課 工事係	3-① 工事請負費	指摘	少額工事の完了時、紋別市少額工事事務取扱要綱(第14条)で定められている工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない事例が見受けられる。取扱要綱に則した事務処理を心掛けるように。	本件においては、担当者間において書類徴収の必要性において認識の違いがありました。	担当職員への要綱等に則した事務処理の徹底を行います。
土木課 維持管理係	2-④ 旅費	指摘	道外出張時の振興公社発行領収書(パック料金)が、支出伝票(原課控え)に添付されていないものが見受けられた(昨年同様の指摘)。航空機・パック旅行を利用した出張については、搭乗券・パック料金領収書の添付をすることとされていることから、添付書類の取扱に留意されたい。(平成18年7月「旅費支給の見直しについて」)	事務処理の怠りでした。	検見を徹底します。
土木課 維持管理係	3-① 工事請負費	指摘	少額工事の完了時、紋別市少額工事事務取扱要綱(第14条)で定められている工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない事例が見受けられる。取扱要綱に則した事務処理を心掛けるように。	本件においては、担当者間において書類徴収の必要性において認識の違いがありました。	担当職員への要綱等に則した事務処理の徹底を行います。
港湾課 計画管理係	1-① 調定事務	指摘	4月29日起票日の平成28年度土地貸付収入の調定伝票について、伝票番号及び調定累計額からみて、起票日を遡及していることが明らかである。今後は起票日の遡及は厳に慎み、債権確定後は速やかに調定手続を行うこと。(会計規則第16条)	適切な事務手続に対する認識の甘さや、チェック体制の不足により発生したものと考えられます。	次年度から、適切な事務処理、チェック体制を強化し、債権確定後、速やかに調定手続を行います。

平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
都市建築課 建築指導係	3-① 工事請負費	指摘	少額工事の完了時、紋別市少額工事事務取扱要綱(第14条)で定められている工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない。また、1者随意契約の根拠が不明である(同要綱第4条)。取扱要綱に則した事務処理を心掛けるように。	工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない点については、要綱の確認を行わず、処理していたためです。また、1者随意契約の根拠が不明である点については、同要綱第6条によるところの記載を省略していたためです。	要綱で定められているとおり工事受渡書による工事の引き渡しを行います。また、1者随意契約の根拠を記載します。
都市建築課 都市計画係	3-② 委託料	指摘	少額業務委託において、1者随意契約の根拠が明記されていないものが散見される。契約業者選定については、複数業者による入札(見積もり合わせ)を行い選定すべきである。(紋別市契約規則第24条)	契約規則第24条のただし書きその必要がないと認められる場合及び少額工事等事務取扱要綱第6条に該当して1者随意契約としているが、業務委託何に1者随意契約の根拠を明記することが明確になっていないためです。	今後は規則及び要綱に準じて随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴収する。また、1者随意契約の場合は選定した根拠を業務委託何に明記します。
都市建築課 住宅管理担当	1-① 調定事務	指導	住宅使用料及び駐車場使用料の当初調定が6月に起票されている。債権確定時は速やかに調定手続を行うこと。(会計規則第16条)	年度当初の収入予定額確定後速やかに調定を起票することと認識しているが、事務処理の失念により、起票作業(時期)が遅れてしまいました。	今後は、年度当初速やかに調定起票作業を行いません。
都市建築課 住宅管理担当	1-② 徴収事務	指摘	過誤納となった住宅使用料の充当事務において、納入義務者への充当通知がなされていない。会計規則に則した事務処理を行うこと。(会計規則第33条)	慣例により納付義務者へは電話等で口頭により通知をしていました。	今後は、会計規則第33条により通知書を作成し、納付義務者に通知を行います。
都市建築課 住宅管理担当	3-① 工事請負費	指摘	少額工事の完了時、紋別市少額工事事務取扱要綱(第14条)で定められている工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない。取扱要綱に則した事務処理を心掛けるように。	少額工事にかかる受け渡しについては、「紋別市少額工事事務取扱要綱」の第9条の規程による監督員の指定、同第11条に示されている完成通知書同様に、簡易な工事であるとの認識のもと、請求書に添付される工事写真等の確認を持って受渡しを了したもとの錯誤していました。	今後は、「紋別市少額工事事務取扱要綱」を確認し、少額工事であっても工事受渡書を受理し、工事完了とするよう留意します。



平成28年度定期監査 指摘事項等に係る措置状況の通知書

(様式1)

所 属	分 類		定期監査実施の結果	指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
(水道部) 総務課 料金係	1-③ 現金取扱事務	指摘	<p>・徴収金の引継において、水道・下水道事業会計規程(第23条)に定める内訳を示す書類が添えられていない。会計規程に則した書類整備を行うこと。</p> <p>・水道料金の徴収において過誤納金が生じた事例で、過誤納還付金を納入者本人に直接還付し、還付通知を発行している。その後、差額分を会計に引き継いでいるが、収納金については、当該現金を総務課長に引き継ぐこととなっている。その後に還付の手続となることから、水道・下水道事業会計規程(第23条)に定める事務手続による還付事務を行うこと。</p>	<p>徴収金の引継は、従来より簡略化して取り扱っている書類のみで行っていましたが、当該過誤納料金の事例については、その手続の単純な誤りとチェック機能の欠如によるものです。</p>	<p>内訳を示す書類については、「徴収金引継簿」を作成して、遅滞なく対応しています。今回の事案を踏まえ、収納金及び過誤納金の事務手続を改めて再認識し、今後規程に基づいた事務手続の実施と確認作業の徹底をしていきます。</p>
水事業課 水道工務係	3-① 工事請負費	指摘	<p>少額工事の完了時、紋別市少額工事事務取扱要綱(第14条)で定められている工事受渡書による工事の引き渡しが行われていない。かつ、1者随意契約の根拠が不明であるものが見受けられた。取扱要綱に則した事務処理を心掛けられたい。(簡易水道特別会計:上渚滑簡水導水管漏水修理工事246,240円)</p>	<p>紋別市少額工事事務取扱要領に対する認識が不足していました。</p>	<p>紋別市少額工事事務取扱要領に対する認識を徹底します。指摘後の発注工事においては、是正しています。</p>
浄水場 管理係	3-② 委託料	指摘	<p>無蓋天日乾燥床汚泥排出作業業務委託契約書に紋別市公共事業等からの暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項が記載されていない。市が発注する全ての契約が対象となっていることから、契約書には必ず明記すること。</p>	<p>今年度、委託契約書の書式を変えた際、暴力団排除要綱部分を簡潔に記載していたが、暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項を明確に記載していませんでした。</p>	<p>契約書には暴力団排除要綱に定める契約の解除に関する条項を明記します。</p>